3 1 監総第104号 平成31年 4月25日

(略・都の住民であることが確認できなかった請求人)

東京都監査委員 清 水 やすこ 同 神 林 茂 同 友 渕 宗 治 同 岩 田 喜美枝 同 松 本 正一郎

平成31年3月26日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。よって、法第242条第4項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、必要な措置を請求できるものである。

本件請求が適法となるためには、請求人は都の住民であることが要件となるものである。

このことから、請求書に住所地として記載された各区市に、請求人の住民登録の照会をしたところ、住民票が存しない旨の通知を受けた者については、都の住民であることが確認できない。

よって、以上の者に係る本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。

3 1 監総第104号 平成31年 4月25日

(略・都の住民であることが確認できた請求人)

東京都監査委員 清 水 やすこ 同 神 林 茂 同 友 渕 宗 治 同 岩 田 喜美枝 同 松 本 正一郎

平成31年3月26日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。よって、法第242条第4項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

本件請求において、請求人は、東京都教育委員会が作成、配布したオリンピック・パラリンピック学習読本(以下「本件読本」という。)の記述には、オリンピック憲章に明らかに違背した誤謬のものがあり、かつ、この誤謬・違反は、オリンピックのそもそもの基本的精神・理念にかかわるものであるから、関係教材等の全ての違法を来すものであり、誤った知識や一方的な観念を子どもに植えつけるような内容の教育を施すことを強制するものであることから、違憲・違法であるとし、都監査委員に対して、本件読本及び関係教材の印刷のために落札業者に支出した行為等(以下「本件読本等の支出」という。)についての監査と当該財務会計行為が違法又は不当であることの認定並びに教育委員及び教育長に対して本件読本等の印刷のために支出した費用を連帯して都に返還するよう命じることを求めているものと解される。

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補塡の措置等を請求できるものである。

監査請求を行うに当たり請求人は、自らが問題とする財務会計上の行為を特定すると

ともに、特定した財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示する必要がある。

そこで、このことを本件読本等の支出についてみてみると、請求人は、オリンピック 憲章では、オリンピック・パラリンピックの表彰式で掲揚されるのは「選手団の旗」、演 奏されるのは「選手団の歌」とされており、本件読本にある「国旗」「国歌」との記述は 明らかな誤謬であり、オリンピック・パラリンピックのそもそもの基本的精神・理念に 関わるものであるから、本件読本等の全てに違法を来たすものであると主張している。

すなわち、請求人の主張は、本件読本の記述内容の違法をいうものであり、これは本 件読本等の支出自体の違法・不当をいうものではないと解される。

本件読本等の支出自体の違法・不当とならない行為についての違法を主張することで、 当該財務会計上の行為の違法・不当の理由たり得るとすれば、普通地方公共団体によっ て発行する広範かつ多岐にわたる印刷物等の内容自体について争うことができるように なってしまい、住民監査請求の対象が財務事項に限定されているという原則に抵触する ものと考えられる。

このことから、請求人は、本件読本等の支出自体の違法性・不当性を主張すべきところ、本件読本の記述の違法を主張するのみで、本件読本等の支出自体の違法・不当を示しているとは認められない以上、法第242条に定める住民監査請求として不適法であると解さざるを得ない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。